

○ 建設業界における新型コロナの影響

中小企業の建設業には政府、金融機関の対応は、リスケ（返済猶予）に依りても、過剰債務の企業には新規貸出なども厳しく飲食、物販、工場のメンテ、新築等の工事減少で受注消失と競合激化で単価も減少し今年に入り周りの中小企業の建設業関連破たんが目立ってきました。

今回、新型コロナの緊急事態宣言で、飲食店の営業時間短縮要請に対し、1日6万円もの協力金が支払われていますし3月からの一時支援金も飲食関係の業者限定のみです。中小企業の建設業は外で働くしかなくテレワークもできません。このままでは中小企業、個人事業はどんどん破綻が増えます。

県から政府に対し中小企業の建設業への一時支援金を支払うよう要請して下さい。どうか中小企業の建設業者を見捨てないでください。よろしくお願いします。

(2021年4月)

(回答)

愛知県では、飲食業以外の業種においても実効性ある経済雇用対策を公平に講ずるよう、大村知事が菅総理とのWeb会議や、全国知事会・中部圏知事会の場などを通じて、強く要望・要請を続けております。

また、一時支援金について、支給対象の拡大や支給額の上限引き上げ、売上げ要件の緩和など、大幅な拡充を図るよう、強く求めています。

引き続き、地方の意見を政府へ届けていくよう努めて参ります。

【経済産業局産業政策課】

○ 愛知県看護就学資金

准看護師から看護師になるための生活費に困り、就学資金を活用したく思っています。新型コロナウイルスに限らず、ますます必要とされる看護師育成のためにも、現在中止されている愛知県看護就学資金の再開の検討をして欲しい。

(2021年5月)

(回答)

愛知県看護修学資金貸付金は、大学や看護師等養成所等を卒業後、中小病院等に5年間勤務することを条件に修学資金を貸与するものでありますが、近年は新規貸与者の減少に加え、返還免除となる要件が満たせず返還となる貸与者の割合が増加したこと、各病院や自治体独自の修学資金の貸与が充実していること等の

理由から、事業効果が薄れているため平成 31 年度から新規貸与を中止しているところでは、

また、令和 2 年 4 月から国で「高等教育の修学支援新制度」新制度が開始され、学ぶ意欲がある方への経済的支援策が拡充されたことも踏まえ、現時点で再開は予定しておりません。

なお、県内の看護体制の確保にあたっては、看護師等養成所に対する運営助成や看護職員への研修事業等により養成と資質の向上を図るとともに、病院内保育所の運営助成や復職を目指す潜在看護師への研修をはじめとした離職防止・再就業支援対策に引き続き力をいれて取り組んでまいりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

【保健医療健康医務部医務課】

○ 岡崎市藤川小学校通学路 327 号線国道の整備の要望

千葉県八街市の交通事故を受け、左記箇所の歩道整備の要請です。

県道 327 号線は児童が通学する脇を通勤車両が 1 号線の抜け道として、高速で通っています。白線は消え、道も細く、旧東海道の松の木が歩道整備を邪魔しているのか、児童の命より、旧東海道の松の木を大切にしているという状態です。

今後本宿にアウトレットができると、1 号線は慢性的に渋滞となり、327 号の交通量は一層増え、児童の横を車がストレスに通る機会が増えることは明確です。過去の景観や、地元の人々の思いも理解できますが、子供の命よりもそれは優先されるものでしょうか？この機会に、歩道の整備、せめて定期的に白線の整備に予算を割いていただけませんか？どうか？何卒よろしく願いいたします。

(2021 年 5 月)

(回答)

ご提言をいただきました県道 327 号線への歩道設置につきましては、現在、歩道を設置する予定はございません。また、道路の区画線（白線）につきましては、道路パトロール等による日常点検により現状を把握し、緊急性の高い場所から順次修繕を実施しております。

現在、千葉県八街市の通学路で発生した交通事故を受けて、通学路の一斉点検を実施する予定であり、抽出された危険箇所については学校関係者、警察とともに対策案を検討してまいります。

このたびは、貴重なご提言をいただきありがとうございました。

今後も交通安全の確保に向けた道路環境の整備・改善に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

【建設局道路維持課】

○ ステーション AI の建設について

何故あの場所に建設するのか？土地の有効活用のみで決定したのか？多くの市民が、憩いの場として利用している鶴舞公園に隣接しており、交通渋滞が、事故につながりかねないところである。また、近くに中学校、小学校があり静かな環境で勉強をしています。最大限地域環境に考慮し、車利用出来ない様駐車場を無くすなど配慮することが必要。

(2021年7月)

(回答)

スタートアップ支援拠点の整備場所については、スタートアップ支援拠点として多様な交流が促進されることや、スタートアップ人材の育成を担う大学との連携が図られること、また、必要な機能を確保できる十分な敷地が必要となります。整備予定地は、JR・地下鉄・名古屋高速に近接し、県内外からのアクセスの利便性があること、名古屋工業大学・名古屋大学医学部等に近接し連携が可能であること、また、相当な規模の施設の建設が可能な敷地であることなどを総合的に評価し、適地だと判断したものです。

また、ご指摘の駐車場に関しては、条例で定められた数の駐車場の確保が必要となります。安全性の確保については、車の出入り口を歩行者動線と交錯しないようにするなど、今後、詳細な設計を進める中で所轄警察署等関係機関や、地元の方の意見もお聞きしながら適切に対応してまいります。

【経済産業局スタートアップ推進課】

○ 介護支援専門員更新研修について

安城市の介護施設管理者です。スタッフ、お年寄りの命を守らなければならない立場としてご相談させて下さい。

このコロナ禍において、どこの事業所も感染対策でピリピリしている中、愛知県の介護支援専門員の更新研修は未だに人を集めての研修のままです。お年寄りと接する機会の多い職種の研修会です。この緊急事態宣言が出ている中でもやり方に変更がない事に疑問を感じます。他県ではすでに ZOOM 研修に切り替わってい

ると聞きます。何とか愛知県でも、一刻も早く、人が集まらない形の研修体系に変更して頂けるよう働きかけをお願いいたします。研修会場だけでなく、行き帰りの電車の中でも感染確率が上がります。スタッフが感染したり、それがお年寄りに感染したりするリスクを考えると安心して職員を研修に送り出せません。

(2021年8月)

(回答)

介護支援専門員に係る各種研修につきましては、現在、指定研修機関や関係講師を交えたワーキングを実施し、時代に則した研修方法について議論を進め、研修の見直しを検討しているところです。現在開催している研修につきましては、皆様の御協力もいただき感染症対策に十分留意して実施するよう、指定研修機関に徹底を図っております。

御参加される皆様には御心配をお掛けしておりますが、何卒御理解いただきますようお願い申し上げます。

【福祉局高齢福祉課】

○ 県税からの封筒について

県税から税金関係の封筒が届くと、小窓付きの封筒が届くことがあります。この小窓にビニールがついています。この封筒を資源ごみ（紙包装などのごみ）で回収に出すとき、わざわざビニール小窓を切り離す必要があり、手間です。紙素材の小窓の封筒も販売されていますので、県庁全体でそちらに変更していただけないでしょうか？

(2021年10月)

(回答)

御提言をいただきました県税事務所が発送する窓あき封筒の窓の素材につきましては、バーコード付き郵便物の料金割引の適用などを受けるために、透明度の高いものを使用しております。今後も環境面、費用面などを考慮しながら、引き続き適正な賦課徴収に努めてまいりますので、御不便をおかけしますが、御理解をいただきますようお願いいたします。

【総務局財務部税務課】

○ 愛知県がんセンターの面会規制について

愛知県がんセンターでは、コロナ対策で現在家族でも直接面会できず、ナースセンターを介しての洗濯物などの受渡しのみとされています。ワクチン接種の普及、コロナの収束状況を考慮して、接種証明又は陰性証明があれば通常の面会が出来るようにしていただけないでしょうか。がん患者はただでさえ精神的に追い詰められており、家族と合って会話をする事が癒しとなっています。

どうか、ご検討、対応をお願いします。

(2021年11月)

(回答)

「接種証明又は陰性証明があれば通常の面会が出来るように」というのは非常に合理的な御提案かと思えます。当院でも、ワクチンの接種状況や現在の感染者の状況を考え、先日の院内感染防止委員会で面会の制限緩和について検討をしました。しかしながら、当院の入院患者はがん患者で免疫力が低下していること、ワクチンの効果は高いものの100%ではないこと、海外の状況から今後感染者数が増加することが予想されることから、今暫く制限を緩和せず、面会禁止を継続することとなりました。引き続き、入院制限の緩和については検討をおこなっていきます。

現在、オンライン面談も実施可能となっています。暫くは、これまで通り御不自由をおかけしますが、何卒、御理解をお願い致します。

【愛知県がんセンター経営戦略課】

○ 過疎地の放牧・牧畜場化への民間事業者誘致について

県内過疎地の再生には放牧・牧畜場化による民間事業者誘致が欠かせない状況にあると思う。農業への新規参入による畜産業への参入が正規の参入方法かと思えますが、農地の原野化を容易にできる制度にされれば、山林や原野等の所有権取得だけでなく、賃貸借により容易に新規参入できる道が開けるように思う。放牧場誘致には先行して採草化して提供すれば誘致しやすくなる。敢えて農地としてその部分のみを農業委員会の許可が必要な個所として扱う必要度はないように思う。現所有者の意向を尊重し、農地の原野化をスムーズにされ、民間事業法人が、敢えて別会社等での農業法人化されなくても、畜産業や放牧・牧畜場経営に参入しやすい制度への転換が望まれます。民間事業者の新規参入により放牧場付

き牧舎の賃貸や分譲が可能になれば、民間事業者による新規または複合的多角的参入による新規参入者誘致や過疎地再生、過疎化への回避が早期に達成できるように思う。

(2022年1月)

(回答)

このたび頂戴した「過疎地の放牧・牧畜場化への民間事業者誘致」の御提言は、農地法による農地の権利移動の制限に関することと思いますが、御指摘のとおり、農地の取得又は賃借権等の設定を行おうとする場合は、農地法第3条第1項により、農業委員会の許可を要することとされており、法人の場合は、農地法第2条第3項の農地所有適格法人でなければ、原則許可を受けることができません。また、農地を原野等にする場合など、農地を農地以外のものにする場合には、原則農地法第4条第1項又は第5条第1項による都道府県知事等の許可を要することとされております。

しかしながら、これらの許可手続きや許可の基準については、国の法令により定められており、裁量の余地がない制度となっております。御提言につきまして、県政の運営の参考とさせていただき、引き続き農地法等関係法令等を遵守し適正な執行に取り組んでまいります。

【農業水産局農政部農業振興課】

○ スーパー銭湯等の入浴施設において、異性の従業員が入室してくる件の改善について

2000年以降、スーパー銭湯が各地でできていると思いますが、男湯に女性従業員が入ってくる施設が少なくなり、男性利用者として困惑しています。スーパー銭湯等の運営を許可している県として、従業員であっても営業時間中の脱衣所や浴室への入室および作業は、原則同性従業員を雇ってその人に担当させるというガイドラインを創設することはできないでしょうか？

現状、各都道府県が制定している公衆浴場法は水質や換気などに関する事項はあっても、従業員や運営に関する規定はないと思います。そのため、男湯に女性従業員が入ってくる施設が少なくなり、一定数の男性利用者がとても不快な思いをしています。

また、スーパー銭湯の脱衣所にカメラが設置されている施設もあります。館内ならともかく、脱衣所という裸になる空間を録画・閲覧しても良いのでしょうか？

プライバシー・人権の両面からも許容されるべきではないと思いますし、子どもも利用しますので、児童ポルノ製造にもつながっていると思います。そのため、

1. 営業時間中の浴室・脱衣所には、原則同性従業員のみを作業に当たらせること（清掃員・ロウリュウスタッフ・アカスリスタッフ等）
2. 脱衣所・浴室の防犯カメラは設置することは不可

上記2点について、県としてルール化できないか検討していただけないでしょうか？

また、公衆浴場法の第3条には「営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない」と記載されていると思います。この「風紀に必要な措置」とは具体的にどのようなことを指しているのでしょうか？混浴のことにのみを指しているのでしょうか？個人的には、性別の異なる従業員が異性の浴室に入室することは、風紀に必要な措置を講じていないように思います。そもそも男女で脱衣所や浴室が分かれているのは、異性の目から守るためだと思っていますが、性別の異なる従業員が入ってくるのであれば、その根本的な目的が達成されていません。一般的に異性の浴室に入室することは犯罪行為に当たると思いますが、施設のスタッフとして働けばそれが犯罪では無くなるというのは、正直法律の穴だと思います。施設側が男性・女性の両方を雇って、男湯は男性従業員が、女湯は女性従業員が作業に当たらせれば良いだけだと思います。

スーパー銭湯の運営を見ても、男性従業員が女湯に入っていく姿を見たことをありません。つまり、日本において男性のプライバシーは極めて軽視されている現状があります。男女平等が叫ばれる現在、こうした運営方法は男女平等と言えるのでしょうか？

各都道府県では温浴施設に対して水質などのチェックを定期的に行っていると伺っています。そうした立ち入りの際にも、異性の従業員を入れてないかの確認と、もしも入れている場合は入れないよう注意喚起していただければ大変幸いです。

銭湯やスーパー銭湯、温泉などの温浴施設が癒しの空間になるためにも、運営を許可する県として安心して入浴できる環境を作っていただきたいと思います。ご検討とご回答をいただけますようお願い致します。

(2021年2月)

(回答)

愛知県では公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例を制定し、入浴者の衛生及び風紀に必要な措置について基準を定めていますが、御指摘のとおり、公衆浴場の運営に関する規定は定めておりません。

公衆浴場は様々な業態があり、小規模な普通公衆浴場では男女の従業員を雇うことが難しい場合なども想定されますので、県として条例等で一律に規制をすることは難しいと考えております。

また、「風紀に必要な措置」につきましては混浴の禁止以外では、従業員の服装や従業員の行為、風紀を乱す文書や絵画写真等の貼付の禁止などの措置が含まれ、本県条例においても規定しているところです。

公衆浴場の利用について不快な思いをされているとのことにつきましては、具体的な施設名等の情報を提供していただければ管轄保健所と連携して施設に対し可能な範囲で助言をしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

【保健医療局生活衛生課】

○ 図書館の学生の自習席、自習室の利用について

何時もありがたく図書館を利用させていただいています。コロナ禍、密になる環境を避けながら、対策をしての営業に感謝しています。コロナ対策の一環として座席数の減少、テスト期間中の臨時学習場所としての会議室を自習室として開放していたものを、中止などの対策が長期間に及び子供たちの学びの場が減少しています。テスト期間中などは、座席を確保するために開館2時間半前の6時半ころから並んで待っている子供たちがいます。それでも席を確保できる子供たちは一部。この厳しい寒さの中、座席を確保するために並び始める時間がどんどん早い時間になってきています。事前に抽選などで、当日の朝並ばなくてもよいような対策をしていただけている施設もありますが、当選するのは厳しい倍率。抽選にはずれてしまい、学びの場を探している子供たちが多くいるのが現状です。少しずつでもよいので、図書館の座席数を元に戻す方向へ、またテスト期間、受験時期だけでもよいので、各地域の市民センターや地域交流センターなどで当日利用されていないお部屋があれば、自習室として子供たちへの解放を希望します。子供たちが学ぼうという意欲があるときに、その思いを応援するために学びの時間と学びの場の提供を心より望んでいます。子供たちのこの学びの時間が、これ

からの平和な世界、そして希望ある明るい未来に繋がっていくと思います。

(2022年2月)

(回答)

平素より愛知県の図書館を御利用いただきありがとうございます。

愛知県図書館においては、学生・生徒の試験期間中の土・日・祝日に年間30日程度、会議室を学習室として開放しております。

しかしながら、本年1月下旬から感染力の強いオミクロン株による第6波の到来に対して、感染防止に努めることとされ、県立学校等学校教育の場においても、部活・課外活動の制限をしていることを踏まえ、2月に予定されていた学習室の開室につきましては、中止いたしました。

学生・生徒を始めとする県民の方の自学自習の場を提供するためにも、今後も、感染症の動向を踏まえながら、学習室の開室を行っていきたいと考えております。

【県民文化局文化芸術課】

このたびは、貴重な御提言をいただきありがとうございました。

各市町村立図書館においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めつつ、可能な限り県民サービスの提供を図っていると考えております。

いただきました御意見につきましては、今後の取組の参考にさせていただきます。

【愛知県教育委員会生涯学習課】